令和6年第3回 北海道議会定例会 決算特別委員会(保健福祉部所管) 開催状況

開催年月日 令和6年11月11日(月) 質 問 者 日本共産党 丸山 はるみ 委員 答 弁 者 福 祉 局 長 山谷 智彦 保護担当課長 田原 良英

晳 問 旨

答 弁 要 旨

二 生活保護について

(一) 生保申請件数と保護受給世帯の推移について

次に生活保護について質問していきます。

報道によると、今年4月時点の全国の生活保護申請件数 は2万796件と、前年同月比で5.9%増加したという ことです。コロナ禍が終わっても尚、生活が苦しい人たち が増加し続けているというふうに思います。

道内における昨年度の生活保護申請件数を10年前と の比較でそれぞれお示しください。同様に、保護受給世帯 年前の平成25年度と比べ、656世帯減少しておりま の推移についても併せてお示しください。

(二)ケースワーカー配置数の推移について

生活保護行政を担うのは、生活保護利用者の心情に寄り 添い、高い専門的技術を身につけたケースワーカーだとい うふうに思います。道内のケースワーカー数は昨年と20 21年でどのように変化をしたのか。道の所管である町村 市の福祉事務所における配置人数は、591人で、25人 及び札幌市を除く市の合計数でそれぞれお示しください。

また、ケースワーカーのうち、社会福祉士、精神保健福 祉士など相談援助の国家資格有資格者は、現在何名配置さ おいて、社会福祉主事でなければならないと規定されてお れているのかも、併せてお答えください。

(三)帯広市における特別指導監査の内容について

帯広市において、生活保護受給者の支援業務を担うケー スワーカー不足が常態化しているとして、帯広市が道の特 別指導監査を受けたことが報道されました。

特別指導監査の内容について明らかにしてください。

【保護担当課長】

生活保護の申請件数等についてでございますが、国の被 保護者調査によりますと、昨年度、道及び市の福祉事務所 で受理した生活保護申請件数は、17,090件であり、 10年前の平成25年度と比べ、231件増加しておりま

また、受給世帯数は、121、629世帯であり、10

【保護担当課長】

道内のケースワーカーの配置状況についてでございま すが、昨年4月1日現在、道の福祉事務所における配置人 数は、202人で、令和3年4月1日と比べ、4人減少し、 減少しております。

また、査察指導員及びケースワーカーは、社会福祉法に りますが、社会福祉士などの資格要件は規定されていない ことから、道では、把握をしておりません。

【保護担当課長】

特別指導監査についてでございますが、道では、昨年度 実施した、生活保護法に基づく一般監査の結果、帯広市の 福祉事務所において、長年にわたり、ケースワーカーの配 置人数が、社会福祉法で定めている標準の人数を大きく下 回っているほか、前年度の指摘事項も未改善であるなど、 重点的な指導が必要であると判断したことから、本年7 月、特別指導監査を実施したところであります。

その結果、ケースワーカーの配置人数が、標準の人数よ りも9人不足しており、それに伴い、保護の決定・実施に 係る、複数の問題点が認められたことから、ケースワーカ 一の標準人数の確保はもとより、査察指導機能の強化や組 織的な運営管理体制の整備について、文書で是正改善を求 めたところでございます。

(四)ケース数上限を超えたケースワーカーの実態につ

道からの資料によると、帯広市のケースワーカー1人当 たりの担当ケース数は過去4年間で最高で117人にも 上っていると、国の基準である80人を大きく上回ってい ます。報道では17年連続で基準を下回っているとされて おりまして、慢性的なケースワーカー不足から抜け出せて いないということは明らかです。

帯広市に限らず、国の標準数を満たさない自治体という のはどれだけあるのかお答えください。

(五) 全道的なケースワーカー不足に対する取組につい

いま7カ所あるということでしたが、道の所管は町村に 限られています。市について所掌事務の範囲外であること ケースワーカー不足が常態化することは北海道としても 問題意識をもって取り組みを行うべきものだというもの だと考えます。

い現状と要因を北海道はどのように認識しているのか。ま た、全道的なケースワーカーの人手不足に対して道及び各 | 指導を行い、早期に是正改善が図られるよう、求めてまい |市においてどのように取り組んできたのかお答えくださ | ります。 い。

(六) 国家資格有資格者を採用する意義について

ケースワーカーの配置ととともに、ケースワーカーの質 を高めていくことも極めて重要であると思います。先程社 の配置数を伺いましたが、十分に配置されている状況とは一会福祉士などの資格要件は規定されておりません。 言えないのではないでしょうか。

道の福祉職は、国家資格有資格者に限らず採用すること としていますが、相談援助職の国家資格有資格者を計画的 のもと、毎年度、社会福祉職の採用試験を実施していると に配置することは、質の担保を図る上でも重要であると考 えます。

国家資格有資格者のケースワーカーを配置することに ついて、北海道としてどう認識をし、どう計画に位置付け ているのかお答えください。

|再-(六)国家資格有資格者を採用する意義について

いまの答弁では、国家資格有資格者のケースワーカーを 配置することについての道の認識についての答弁が不十 分だと思うのですけれども、改めて道の認識について伺い ます。

【保護担当課長】

ケースワーカーの配置状況についてでございますが、ケ ースワーカーの配置標準人数は、社会福祉法において、生 活保護受給世帯に対して、市の福祉事務所は、80世帯に 1人、市以外の福祉事務所は、65世帯に1人、配置する ことと、規定されております。

本年4月1日時点で、この規定を満たさない、道内の福 祉事務所は、帯広市を含め7か所となってございます。

【保護担当課長】

ケースワーカーの配置についてでございますが、道の福 祉事務所においては、社会福祉法に基づく標準人数を配置 しておりますが、一部の市の福祉事務所においては、市役 はわかっていますが、ケースワーカーは生活保護行政の根 | 所全体として、正職員が定数割れとなっているなど、適正 幹を成す重要な人材であり、長期にわたって道内自治体の な配置が困難となっている旨、監査時に、説明を受けてお ります。

道としては、生活保護制度を適正に運営するためには、 法に基づくケースワーカーの配置が必要であると考えて 市を中心に基準数を超えるケース数を担わざるを得なおり、引き続き、これら一部の福祉事務所に対し、毎年、 実地で実施する、生活保護法施行事務監査の場を通じて、

【保護担当課長】

ケースワーカーの配置についてでございますが、査察指 導員及びケースワーカーは、社会福祉法において、社会福 会福祉士及び精神保健福祉士保有ケースワーカーの現在|祉主事でなければならないと、規定されておりますが、社

> なお、道としては、福祉施策等を推進する上で、社会福 祉制度全般に精通する職員の確保は、有効であるとの考え ころでございます。

【保護担当課長】

ケースワーカーの配置についてでございますが、道は、 生活保護を必要とする方の相談援助業務をはじめとした 福祉施策を推進する上で、社会福祉士等の国家資格を有す る方など、社会福祉制度全般に精通する職員の確保は、有 効なものと考えているところでございます。

(七) 国家資格有資格者の採用に向けた取組について

そうしますと、有資格者の採用に向けた取組が問題にな ってくる訳ですが、相談支援の有資格者の配置に向けて、 新規・中途に関わらず、北海道として採用に向けた取組を どのように行ってきたのか、お答えください。

(八) ケースワーカーの負担軽減に向けた取組について

国は生活保護に関わる業務の負担軽減方策の一つとし て、外部委託の活用を掲げています。

北海道において、外部委託は行われていないということ れていて、どのような成果をあげているのかお答えくださ V,

(九) ケースワーカーの増員に向けた更なる取組につい

道所管の町村における体制整備は勿論、市におけるケー スワーカーの体制整備を市とともに取り組むことも道と して求められていると考えます。

ケースワーカーの直接雇用を増やすことを柱とした体ります。 制整備を国に求めるとともに、道としても市町村と協力し て慢性的ケースワーカー不足にオール北海道で対処する 必要があると考えますが、どのように取り組むのか見解を 伺います。

【保護担当課長】

社会福祉職の確保についてでありますが、道では、これ までも、社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師等の有 資格者や社会福祉施設、病院、学校等で一定の職務経験の ある方、さらには、大学において、心理学、教育学等を修 めて卒業した方などを対象に、社会福祉職の採用試験を実 施し、様々な福祉行政の運営に携わる人材の確保に努めて おります。

また、市の福祉事務所に対しましては、監査の場を通じ、 社会福祉職を任用することの有効性について、助言をして いるところでございます。

【保護担当課長】

ケースワーカーの負担軽減についてでございますが、国 では、福祉事務所において、稼働能力を有する生活保護受 給者の就労に向けた技法や、知識の習得を促すための就労 ですが、ケースワーカーの負担軽減対策はどのように行わ|支援員の配置のほか、暴力団関係者などからの不当要求へ の対応・強化を図るための、警察OB等を配置した場合の 補助制度を整備しており、道所管の福祉事務所において は、この補助制度を活用した人員を、既に配置していると ころでございます。

> 道としては、こうして配置をした職員が、補助的な業務 を担うことにより、ケースワーカーが、訪問調査活動やケ ース記録の作成などの時間を確保しやすくなるなど、業務 の負担軽減につながっていると考えております。

【福祉局長】

今後の取組についてでございますが、道では、これまで も、全国知事会などを通じて、国に対し、ケースワーカー の業務負担軽減を図るため、増員に向けた標準人数の見直 しと、それに伴う適切な財政措置を行うよう、要望してお

また、ケースワーカーの適正配置をはじめ、専門職であ る社会福祉職の積極的な任用に取り組むとともに、査察指 導員やケースワーカーに対する研修内容の充実や、市の福 祉事務所とも連携した、特別な配慮を要する保護受給世帯 に対して適切な援助を行うための、研究協議会の開催な ど、職員の資質の向上にも取り組んでいるところでござい

道といたしましては、引き続き、第一号法定受託事務で ある生活保護制度が、健康で文化的な最低限度の生活を保 障するための最後のセーフティネットとして、適正に運営 され、その機能が維持されるよう、努めてまいります。